

## ●医療、介護支援について

### 保険証がなくても、 病院で診てもらえます。

保険証を  
なくして  
いませんか？

保険証  
被保険者証

避難するときに保険証(被保険者証)をなくしてしまった場合でも、全国の病院で診察や治療が受けられます。病院の窓口で、「名前」「生年月日」「住所」「勤務先名」「現在の連絡先」などをお伝えいただければ大丈夫です。地震の後に他の市町村に移った方も、同じように受診できます。

### 介護サービスも、まだ要介護認定を 受けていない場合でも利用できます。

まだ要介護認定を受けていない人や、認定の有効期限を過ぎている人でも、サービスを利用できます。お近くの市町村にご相談ください。認定を受けてはいるものの、介護保険証をなくしてしまった場合も、市町村の窓口で「名前」「生年月日」「住所」を言っていただければ大丈夫です。



### 被災された方は、 診察代や介護利用料がかかりません。

被災地にお住まいで生活にお困りの方は、医療機関や介護施設、介護事業所に申し出ただけで、診察代や介護サービス利用料(自己負担分)を支払う必要はありません。

## ●配慮が必要な方へ

### まわりの人のお手伝いが 必要な方やそのご家族へ

避難所の担当者に「どのような支援が必要か」をお伝えください。お困りのことがあれば、次の連絡先へご相談ください。

#### 目の不自由な方 東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

- 本部/電話: **090-1704-0874** (終日) FAX: **03-5291-7886**
- 岩手県/電話: **090-1704-2448** (終日) FAX: **019-606-1744**
- 宮城県/電話: **090-1704-0437** (終日) FAX: **022-219-1642**
- 福島県/電話: **024-531-4950** (火~日 9:00~17:00) FAX: **024-534-0522**

#### 耳の不自由な方 東日本大震災聴覚障害者救済中央本部

- 本部/電話: **03-3268-8847** (9:00~18:00) FAX: **03-3267-3445**
- 岩手県/電話: **019-601-2020** (月~金 10:00~16:00) FAX: **019-601-2021**
- 宮城県/電話: **022-293-5531** (8:30~18:30) FAX: **022-293-5532**
- 福島県/電話: **024-522-0681** (月~金 9:00~17:30 土 9:00~12:00) FAX: **024-522-0681**

#### 発達障害のある方 発達障害者支援センター

- 岩手県/電話: **019-601-2115** (月~金 9:00~17:00)
- 宮城県/電話: **022-376-5306** (月~土 9:00~16:30)
- 仙台市/電話: **022-375-0110** (月~金 8:30~17:00)
- 福島県/電話: **024-951-0352** (月~金 8:30~17:00)
- 茨城県/電話: **029-219-1222** (月~金 9:00~17:00)

### 障害のある人への思いやりを

大勢の人が出入りする避難所生活は、誰にとっても落ち着かないものです。特に、環境の変化の影響を受けやすい発達障害者や認知症の方については、まわりの人が十分に気を配る必要があります。ご家族へも、「気にしないで」などと声をかけてあげてください。

## ●生活支援について

### 当面の生活費を 無利子でお貸しします。

被災された方へ、さしあたっての生活費を10万円まで(特別な場合は20万円まで)お貸しします。地震の後に他の市町村に移った方も、避難先の社会福祉協議会へお申し込みください。

#### 【対象:被災世帯】

- 貸付上限: 10万円以内(※特別な場合は20万円以内)
- 据置期間: 1年以内は返済なし
- 償還期限: 据置期間経過後2年以内
- 貸付利子: 無利子
- 連帯保証人: 不要

#### ※特別な場合

- ご家族に亡くなった人がいる場合
- ご家族に要介護者がいる場合
- 4人以上のご家族の場合
- ご家族に重傷者、妊産婦、学校に通う子どもがいる場合で、特に社会福祉協議会会長が認めたとき

生活費の貸し付けについては、お近くの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

## ●しごとの支援について

### ハローワーク、労働基準監督署などの 相談窓口にご相談ください。

ハローワークでの「震災特別相談窓口」の設置や避難所への出張相談で、被災されたみなさんの支援に取り組んでいます。勤め先が休業してしまった、社宅・寮付きの仕事を探している、別の地域で就職したい、内定を取消された…など、なんでもご相談ください。また、都道府県労働局や労働基準監督署の「緊急相談窓口」では、労働条件、安全衛生、労災補償、労働保険などについて、ワンストップで相談を受け付けています。

### 事業を休業・廃止せざるをえない 場合には特別な支援策があります。

震災の影響で事業を縮小せざるをえない場合、事業や雇用の見通し、賃金、休業手当が支払われるかどうかについて、事業主と従業員で相談し、確認してください。

事業主が従業員の雇用を守るために休業させ、従業員に休業手当を支払った場合、その2/3(中小企業は4/5)を助成する雇用調整助成金があります。被災地では支給要件を緩和していますので、ぜひ、ご活用ください。

震災で事業が停止し、給料が支払われない場合には、従業員の方は離職していなくても失業給付が受けられます。災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業し、従業員が一時的に離職しなければならなくなった場合にも、失業給付が受けられます。

勤めていた会社が倒産して給料や退職金が支払われない場合には、国が会社に代わって、その一部を立て替え払いする制度が利用できます。

雇用調整助成金や失業給付についてはハローワークへ、未払い賃金の立て替え払い制度については労働基準監督署へお問い合わせください。